

津幡町監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、令和7年度行政監査を行ったので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和8年2月27日

津幡町代表監査委員 尾山 信行

令和7年度 行政監査報告書

第1. 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、津幡町監査基準（令和2年 監査委員告示第4号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

3 監査の対象

災害用物資の備蓄及び管理について

《選定趣旨》

現在、本町では、津幡町地域防災計画を策定し、応急活動体制の整備の中で災害用物資の備蓄及び管理を行っている。平成27年度に「防災備蓄品等の整備及び管理状況について」を対象として監査を実施しているが、令和5年7月豪雨災害、令和6年能登半島地震を受け、備蓄体制の重要性は一層高まっている。また、他自治体及び民間企業等との支援協定の締結など災害対応手法の多様化や、災害物資の保管場所の増設など、前回監査から環境も変化している。

については、現状に即した災害用物資の備蓄及び管理状況等について調査・検証し、町民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

4 監査の着眼点

- 1 備蓄物資等は計画等に基づき、整備されているか。
- 2 備蓄物資等の管理は適切に行われているか。
- 3 備蓄場所の配置状況、管理体制等は適切に行われているか。

5 監査の実施内容

（1）予備監査・現地調査

関係部局に対し、災害用物資の備蓄及び管理に関する関係書類等の提出を求め、当該書類等を調査した。必要に応じて担当者から説明を聴取し、現状把握のための調査を実施した。

また、全ての防災倉庫及び備蓄場所の現地確認を実施し、そのうち5施設の管理実態の現地調査を行った。

《監査対象部署》総務部 総務課
産業建設部 都市建設課、上下水道課
河北中央病院 事務課

（2）本監査（書面検査・実地検査）

監査委員による書面検査を実施し、災害用物資の備蓄及び管理担当課に対し、質疑を行った。

また、川尻地内防災倉庫において実地検査を行い、保管状況の確認等を実施した。

《監査対象部署》総務部 総務課

6 監査期間

実施期間 令和8年1月13日から同年1月30日まで

- （1）予備監査・現地調査 令和8年1月13日～同年1月22日
- （2）本監査（書面検査・実地検査） 令和8年1月30日

7 監査場所

津幡町役場 4階 第1委員会室、川尻地内防災倉庫

第2. 災害用物資の備蓄及び管理の概要

監査事項1 災害用物資の備蓄及び整備計画について

1. 津幡町地域防災計画の策定方針

○計画の策定方針

・計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び津幡町防災会議条例第2条の規定に基づき、津幡町防災会議が作成する計画であり、町、県、国、防災関係機関、公共的団体及び町民がその有する全機能を発揮し、町域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

・計画の基本方針

この計画は、町域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び町民の処理分担すべき事務、業務又は任務までを含めた基本的かつ総合的な計画であり、次の内容を基本方針とする。

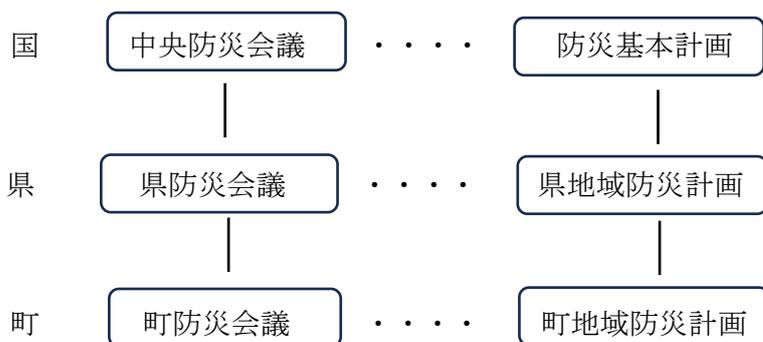
○風水害、地震、大規模事故等による被害を最小限とするため、町の災害特性をふまえ、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

○各対策項目に関し、責任担当課、必要な措置を明示する。

○「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、町民・事業所の役割も明示した計画とする。

○災害時の被害を最小化する「減災」に向け、さまざまな対策を組み合わせた計画とする。

また、この計画は国の防災方針を定めた防災基本計画及び県地域防災計画との整合性を有するものであるが、地域の特性にあわせた独自の計画である。



○備蓄体制の整備

・町地域防災計画における防災備蓄品等の整備について

防災備蓄品等の整備については、災害予防計画の「応急活動体制の整備」の中で、「備蓄体制の整備」として、次のとおり定められている。

津幡町地域防災計画（抜粋）

第2章 災害予防計画 第3節 応急活動体制の整備

第10 備蓄体制の整備

災害時には流通機構が混乱し、必要物資が入手困難となることも予想される。このため、流通機構がある程度回復するまでに必要な食料、生活物資、応急活動用資機材の調達並びに備蓄体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを推進する。

1 食料、生活物資、資機材の整備

本町では、町備蓄倉庫で食料、生活物資を保管している。今後とも、災害に備えて必要な食料、生活物資及び資機材の整備拡充に努める。また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

2 防災倉庫の整備

災害に備えて必要な物資を備蓄するため、都市計画公園等へ防災倉庫の整備を図る。

・物資の保管、仕分け、在庫管理について

物資集配拠点でボランティア等の協力を得て、物資の保管、仕分け、在庫管理を行う。

・救援物資の配布方法

救援物資の配布は、本部の指示等に基づき行う。特に食料品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

【確認事項】

1. 町地域防災計画について

(1) 現在、町地域防災計画の修正素案を策定中であるが、備蓄体制の整備における現時点で公表できる改正点はどのようなものがあるのか。

《回答》

以下のとおり備蓄体制の整備について改正予定。

- ①大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、流通機能がある程度回復するまでに必要な食料、生活物資、応急活動用資機材（燃料、ブルーシート、土のう袋等）の備蓄並びに調達・輸送体制の整備を図る。
- ②新物資システム（B-P L o）を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- ③交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機（ドローン）等の輸送手段の確保に努める。
- ④町民・事業者が食料、飲料水及び生活必需品を備蓄する旨の啓発等の取り組みを推進する

(2) 令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえて、改定された取組等があれば説明を求める。

《回答》

①備蓄の推進に係る取組について以下のとおり改定予定。

1. 備蓄施設の確保(地域完結型)

町は、避難所またはその近傍で、地域内で必要物資をまかなえるような地域完結型の備蓄施設を確保する。

2. 避難生活に必要な物資の備蓄(品目)

町は、避難所生活に必要な物資を平時から備蓄する。

- ・トイレ環境：携帯トイレ、簡易トイレ
- ・食料・水：食料、飲料水
- ・温かい食事の提供：炊き出し用具、キッチン資機材
- ・睡眠環境：段ボールベッド、エアベッド等の簡易ベッド、毛布
- ・プライバシー：パーティション
- ・衛生：入浴設備、洗濯設備

- ・乳児関連：乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク
- ・おむつ：乳児・小児用おむつ、大人用おむつ
- ・生活必需品：トイレトペーパー、生理用品
- ・感染症対策：マスク、消毒液等

3. 備蓄状況の公表(住民への説明)

備蓄している物資の備蓄状況を年1回、広く住民に公表する。

4. 必要備蓄量の推計と確保目標(量の考え方)

備蓄量の設定に当たっては、県の地震被害想定を基に、想定し得る最大規模の災害を前提として検討する。

- ・想定避難者数を推計する(自主避難所、在宅避難者、車中泊避難者等を含む)。
- ・想定避難者数に対して必要となる備蓄量を推計する。
- ・備蓄日数の目安は、最低3日分、推奨1週間分とする。
- ・推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。

5. 調達時の配慮(対象者への配慮)

備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

6. 新物資システム(B-PLo)による情報管理

新物資システム(B-PLo)を活用し、備蓄の実態を定期的に更新するなど、常に最新化する。

- ・施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの品目・数量を管理する。
- ・施設ごとの施設概要等の情報も管理する。

②調達・輸送体制の整備に係る取組について以下のとおり改定予定。

1. 集配予定地(地域内輸送拠点)の設定

避難所の位置関係を踏まえて、町内で物資を集めて配る集配予定地を定める。

近隣市町等から物資を受け入れる際の輸送経路も考慮して拠点を設定する。

2. 仕分け・配送の実施体制(支援の受入れを含む)の事前検討

物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用及び国・県によるプッシュ型支援(要請を待たずに供給・輸送する支援)の受入れも含めて、事前に検討しておく。

- ・民間事業者の活用にあたっては、あらかじめ協定を締結しておく。

3. 物資支援受入マニュアルの整備

地域内輸送拠点等での受入・配送に関する具体的手順を整理した、物資支援受入マニュアルを整備する。

4. 訓練による習熟

整備したマニュアルに基づき、訓練等を実施して運用の習熟を図る。

5. 情報共有システムの導入検討(ニーズと配送の一元管理)

避難者ニーズや物資配送状況を把握し、一元管理するための情報共有システムの導入を検討する。

③義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成について下記のとおり取組を行う。

1. 義援金・義援物資の受け入れと配分の円滑化

発災直後から円滑な受け入れを行うため、受け入れ・配分の具体的手順を定めたマニュアルを作成する。
マニュアルに基づき、受入体制を強化する。

2. デジタル技術の活用による業務の迅速化・効率化

被災者支援業務を迅速・効率的に行うため、義援金・義援物資の受付や調整にデジタル技術を活用するよう努める。

監査事項 2 防災備蓄品等の状況について

1. 防災倉庫等の設置状況

- ・防災倉庫の設置状況は、都市公園では中条公園及びあがた公園に設置されており、その他、川尻地内にも設置されている。また、種谷地区防災センター、笠谷地区防災センター及び俱利伽羅源平の郷（道の駅）に設置された防災倉庫にも防災備蓄品を保管している。
- ・町では災害時に必要となる食料、生活物資、応急活動用資機材を備蓄するため備蓄倉庫を整備している他、一部は県の防災倉庫を利用して備蓄している。また、防災倉庫以外では、役場水防倉庫、旧環境水道部倉庫、河北中央病院で保管している。なお、備蓄方法は、集中備蓄方式を採用しており、各避難場所での分散備蓄は行っていない。

◎防災倉庫

No.	設置場所	所在地	主な備蓄品	施設の所管
1	中条公園	太田ろ 64 番地	食料、毛布、生活物資	都市建設課
2	あがた公園	加茂い 68 番地 1	食料、毛布、生活物資	都市建設課
3	川尻地内	川尻は 211 番	食料、生活物資	総務課
4	種谷地区防災センター	種ニ 6 番地 3	食料、毛布	総務課
5	笠谷地区防災センター	鳥屋尾イ 4 番地 1	食料、毛布	総務課
6	俱利伽羅源平の郷	竹橋西 201 番地	毛布	石川県

◎その他の備蓄場所

No.	設置場所	所在地	主な備蓄品	施設の所管
1	役場水防倉庫	加賀爪ニ 3 番地	ブルーシート、ヘルメット等	総務課
2	旧環境水道部倉庫	加賀爪ニ 3 番地	ポリ缶、非常用飲料水袋	上下水道課
3	河北中央病院	津幡口 51 番地 2	ヨウ化カリウム丸	河北中央病院

【確認事項】

1. 防災倉庫等の設置計画について

- (1) 現在、防災倉庫が 6 か所、備蓄場所が 3 か所であるが、発災時に到着する支援物資・備蓄品を滞留なく受け入れ、仕分けし、保管できる体制になっているのか。

《回答》

地域防災計画において、支援物資の受け入れは監理班が物資集配拠点でボランティア等の協力を得て、物資の保管、仕分け、在庫管理を行うことになっている。また、支援物資の配布は、災害対策本部の指示等に基づき食料品で保存がきかないものを優先して配布することになっている。

防災倉庫や備蓄場所における支援物資の受け入れ等については、上記を踏まえ監理班が中心となり災害対策本部と連携の上で実施するとともに、必要に応じて民間事業者との協定を活用し荷役作業の支援を受ける体制である。

(2) 今後、防災倉庫及び備蓄場所を増設する予定はあるのか。

《回答》

防災倉庫について、直近では令和6年3月に川尻地内で新設し保管場所の確保を図っているため、現時点で増設の予定はない。また、備蓄場所についても、必要物資を3箇所で保管できているため、増設予定はない。

2. 防災備蓄品等の保有状況

- ・主な食料や生活物資の備蓄品については、「森本・富樫断層帯」で地震が発生した場合の旧被害想定による避難者数に基づき食料の備蓄目標を定めている。目標数の算定では避難者の3日間分の食料を町と県、住民が準備すると想定し、町は9食分のうち4食を備蓄するものとしている。

森本・富樫断層帯地震 津幡町被害想定人数 5,297人
5,297人×9食(3食×3日)=47,673食
(負担割合 県:9食のうち2食、町:9食のうち4食、住民:9食のうち3食)
町の備蓄目標数 47,673食×4食/9食=21,188食(2,354人分)

【備蓄状況】

(令和7年12月末日現在)

品名	保存年数	備蓄目標	備蓄数	施設別の内訳					
				中条公園	あがた公園	川尻地内	種谷地区防災センター	笠谷地区防災センター	竹橋口
アルファ化米	5年	必要数の2/3 14,000食	14,650食	5,850食	3,550食	4,500食	250食	500食	—
カンパン	5年	必要数の1/3 7,200食	1,848食	—	432食	984食	240食	192食	—
パンカン			3,552食	2,832食	—	720食	—	—	—
保存水	5年	必要数の1/2 900本	1,842本	402本	1,422本	—	—	18本	—
毛布	長期	2,400枚	2,952枚	160枚	2,302枚	—	150枚	240枚	100枚
マスク	長期	適宜	17,800枚	—	17,800枚	—	—	—	—
簡易トイレ	長期	適宜	10セット	10セット	—	—	—	—	—
簡易便袋	長期	適宜	1,800回	1,800回	—	—	—	—	—
ワンタッチパーテーション	長期	適宜	50個	—	50個	—	—	—	—
プライベートテント	長期	適宜	5個	5個	—	—	—	—	—
防災ルーム	長期	適宜	4個	4個	—	—	—	—	—

品名	保存年数	備蓄目標	備蓄数	施設別の内訳					
				中条公園	あがた公園	川尻地内	種谷地区防災センター	笠谷地区防災センター	竹橋口
段ボールベッド	長期	適宜	55 個	9 個	—	46 個	—	—	—
段ボール間仕切り	長期	適宜	400 個	—	400 個	—	—	—	—
エアーマット	長期	適宜	50 個	—	—	50 個	—	—	—
紙おむつ	長期	適宜	5,488 枚	2,048 枚	3,440 枚	—	—	—	—
紙パンツ	長期	適宜	296 枚	296 枚	—	—	—	—	—
尿取りパッド	長期	適宜	2,052 枚	2,052 枚	—	—	—	—	—
生理用品	長期	適宜	10,440 枚	—	10,440 枚	—	—	—	—
幼児用食品	5 年	適宜	396 食	216 食	180 食	—	—	—	—
サバイバルフード	長期	適宜	10,020 食	—	9,660 食	—	—	360 食	—
ブルーシート	長期	適宜	161 枚	55 枚	—	106 枚	—	—	—

【確認事項】

1. 備蓄目標について

- (1) 備蓄目標の直近の見直しはいつ実施したのか。また、その見直しにより、追加・増量した品目や数量はあるのか。

《回答》

備蓄目標の直近の見直しは令和 2 年 3 月に実施しており、その見直しにより感染症対策物資のマスクを備蓄項目に追加した。また、人口に応じた必要数量の時点修正の結果、紙おむつや生理用品の数量が減少した。

3. 石川県の非常食等の備蓄計画

- 石川県では、令和 7 年 5 月に地震被害想定を見直し、最大の被害が想定されている「森本・富樫断層帯」での地震が発生した場合、発災から 1 週間後に約 19 万人の避難者が発生すると予測している。また、この地震被害想定の見直し結果を踏まえ、石川県が、現在備蓄計画の見直しを進めている。現行の石川県の備蓄計画によると、被害発生から救援物資などが行き渡るまでの 3 日間は、「県内の備蓄物資で対応する」との方針に基づき、県や市町、県民や企業と連携して対応することとしている。

- 現状の備蓄目標は、旧地震被害想定に基づく被災者約 10 万人が 3 日間に必要となる非常食 90 万食分などを

目標として、県、県内市町、県内企業、県民で備蓄を進めることになっている。

品名	備蓄目標	備蓄目標に対する内訳			
		石川県	県内企業	県内市町	県民
非常食	90万食	10万食	10万食	40万食	30万食
飲料水	30万リットル	5万リットル	2万リットル	13万リットル	10万リットル
毛布	70,000枚	2,000枚	—	68,000枚	—
簡易トイレ	25万回分	2.5万回分	—	22.5万回分	—
粉ミルク	340kg	約110kg	—	約110kg	約110kg
子供用紙おむつ	46,800枚	15,600枚	—	15,600枚	15,600枚
大人用紙おむつ	15,600枚	5,200枚	—	5,200枚	5,200枚

4. 応援協定・支援協定の締結状況

- ・大規模災害時に備え、近隣の市町との協力体制整備を推進するとともに、災害時には民間業者や町内団体からの応援が必要となる事態も予想されるため、あらかじめ、関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受けるなどの協定締結の促進に努め、流通備蓄の確保を図っている。

【災害時相互応援協定】

協定名	供給物資等	協定年月日	参加機関名
小矢部市・津幡町災害時相互応援協定	食糧、飲料水、生活必需物資等	H18.4.24	小矢部市（富山県）
金沢市・津幡町災害時相互応援協定	食糧、飲料水、生活必需物資等	H20.1.18	金沢市
かほく市・津幡町・内灘町災害時相互応援協定	食糧、飲料水、生活必需物資等	H21.4.3	かほく市・内灘町
金沢市と津幡町における災害時相互給水に関する協定	飲料水	H22.2.26	金沢市
災害時の情報交換に関する協定	情報連絡員の派遣等	H23.3.1	国土交通省北陸地方整備局
津幡町・岡垣町災害時相互応援協定	食糧、飲料水、生活必需物資等	H24.3.23	岡垣町（福岡県）
津幡町・上富田町災害時相互応援協定	食糧、飲料水、生活必需物資等	H24.10.9	上富田町（和歌山県）
津幡町・中能登町災害時相互応援協定	食糧、飲料水、生活必需物資等	H25.11.16	中能登町

【災害時における物資の供給に関する支援協定】

協定名	供給物資等	協定年月日	参加機関名
災害時における緊急用燃料の提供に関する協定	燃料	H23.9.1	一般社団法人石川県エルピーガス協会 河北支部
災害時における支援協力に関する協定	段ボールベッド	H24.11.19	ユーエスカートン株式会社 セツカートン株式会社

協定名	供給物資等	協定年月日	参加機関名
災害時における支援協力に関する協定	生活必需物資等	H25.2.4	生活協同組合コープいしかわ
災害時における支援協力に関する協定	飲料水等	H25.8.22	北陸コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	地図製品等	H26.8.19	株式会社ゼンリン
災害時における物資供給に関する協定	物資	H27.7.31	NPO 法人コメリ災害対策センター
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	発電機、建設重機、資機材、車両等	H27.10.15	株式会社ヨシカワ
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	発電機、建設重機、資機材、車両等	H27.10.15	千代田機電株式会社
災害時におけるユニットハウスの提供に関する協定	ユニットハウス	H31.3.20	株式会社ナガワ
災害時における避難所用簡易間切り等の供給に関する協定	簡易間切り等	R3.2.2	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク
災害時における電力供給等の協力に関する協定	プラグイン・ハイブリッド自動車等による電力供給等	R3.10.8	ネッツトヨタ石川株式会社
災害時における物資供給に関する協定	食料品、衣料品、日用品等	R3.11.22	株式会社平和堂
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定		R4.2.16	佐川急便株式会社
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	医薬品、衛生品、医療器具等	R4.4.12	中北薬品株式会社
災害時等における資機材の供給に関する協定	仮設トイレ、発電機等	R4.10.25	株式会社アクティオ
災害救助に必要な物資の調達及び建物・駐車場の一部使用に関する協定	食品、日用品、くすり等	R4.12.14	株式会社 PLANT
災害時における電力供給等の協力に関する協定	プラグイン・ハイブリッド自動車等による電力供給等	R5.1.17	株式会社石川トヨペットカーローラ
災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	移動式木造住宅（ムービングハウス）	R6.7.15	一般社団法人日本ムービングハウス協会
災害時における物資調達に関する協定	食品、衣料、医薬品、日用品等	R6.8.20	スギホールディングス株式会社
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	石油類燃料	R7.3.19	石川県石油販売協同組合河北支部津幡ブロック
災害時における物資供給に関する協定		R7.10.9	社会福祉法人津幡町社会福祉協議会 一般社団法人スマートサプライビジョン 東京海上日動火災保険株式会社

【確認事項】

1. 災害時における物資の供給に関する支援協定について

(1) 町は協定締結に向けて事業者等へ主体的に働きかけ(新規締結・拡充・更新)を行っているのか。

《回答》

支援協定については、基本的には必要な物資がある場合や物資供給の多重化を踏まえ、町から事業者等に働きかけを行っている。あわせて、相手から申し出があった場合は、その必要性を検討した上で協定の締結を行っている。

(2) 令和7年10月9日締結の「災害時における物資供給に関する協定」(参加機関：社会福祉法人津幡町社会福祉協議会、一般社団法人スマートサプライビジョン、東京海上日動火災保険株式会社)は、供給物資等の記載がないが、どのような協定なのか。

《回答》

上記協定は、公的支援では対応しにくい多様な被災者ニーズへの対応を目的とするもので、平等性・公平性の原則に過度に制限されず、調達物資の範囲内であれば被災者1人の個別ニーズも対象とする性質上、あらかじめ供給物資等を明記していない。

調達物資の適切性は、スマートサプライビジョン又は津幡町社会福祉協議会が責任をもって自律的に判断することを原則としており、必要なひとに必要な支援を必要な分だけ行う、柔軟かつ実効性のある物資調達の支援協定である。

広報(広報つばた令和7年11月号掲載)により広く町民にも周知している。

監査事項 3 防災備蓄品等及び防災倉庫の管理状況について

1. 防災備蓄品等の管理状況

【確認事項】

1. 在庫の管理方法について

(1) 定期的な在庫管理（たな卸）の実施時期はいつなのか。

《回答》

定期確認は、毎年3月に実施している。

また、定時以外では、備蓄品の入れ替え時にも確認を行っている。

(2) 備蓄品の品質管理において、ここ数年の猛暑下で期限内でも劣化や品質低下が考えられるが、これらに対し、対策を行っていることはあるのか。

《回答》

猛暑環境では、期限内でも劣化が起き得るため、高温の影響を受けやすい品目を中心に、温度変化や湿気等の影響を受けにくいよう保管場所の改善等で品質確保を図っている。

また、食料品については、町が主催する防災訓練や地域の防災関係行事、自主防災クラブの防災訓練や防災啓発に寄与する公的な行事等で配布し、計画的な入れ替え（早期消費）を行うことにより、期限切れの防止に努めている。

2. 防災倉庫の管理状況

【確認事項】

1. 防災倉庫について

(1) 防災倉庫の耐震性について確認を行う。

《回答》 建築確認済証が発行されていれば、耐震性を有している証拠となる。

下記のとおり、確認済証が発行されていることから、耐震性があるとみなされる。

[都市建設課より資料提供]

No.	設置場所	建築確認申請 申請者	主要用途	確認申請 受付日	確認済証 発行日
1	中条公園	津幡町長 村 隆一	公衆便所・備蓄庫	平成 14 年 5 月 24 日	平成 14 年 6 月 4 日
2	あがた公園	津幡町長 矢田 富郎	倉庫業を営まない倉庫	平成 27 年 11 月 13 日	平成 28 年 1 月 6 日
3	川尻地内	津幡町長 矢田 富郎	倉庫業を営まない倉庫	令和 5 年 12 月 12 日	令和 5 年 12 月 26 日
4	種谷地区防災 センター	津幡町長 矢田 富郎	防災拠点施設	平成 28 年 9 月 12 日	平成 28 年 10 月 27 日
5	笠谷地区防災 センター	津幡町長 矢田 富郎	防災拠点施設	令和 2 年 10 月 5 日 (工事届日)	※

No.	設置場所	建築確認申請 申請者	主要用途	確認申請 受付日	確認済証 発行日
6	俱利伽羅源平の郷	国土交通省北陸 地方整備局 金沢河川国道事 務所 所長	倉庫業を営まない倉庫	平成 18 年 12 月 6 日	平成 19 年 1 月 11 日

※ No.5 笠谷地区防災センターについては、都市計画区域外のエリアのため、確認申請は不要のため確認済証は発行されていないが、工事届は提出されている。

建築基準法において確認申請が不要でも、耐震性は義務化のため耐震性が有るとみなして良いと思われる。

《参考》

○建築基準法第 6 条（抜粋と解説）

第 1 項（要旨）：都市計画区域等で一定規模以上の建築物の新築、増築、改築、移転、または大規模な修繕・模様替えをする場合、工事着手前に建築確認申請書を提出し、建築主事（または指定確認検査機関）の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

建築物が建築基準法令に適合していることを確認し、建物の安全性や防災性を確保し、違反建築を防ぐ。

○建築基準法第 20 条

建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

(2) 令和 5 年 7 月豪雨災害及び令和 6 年能登半島地震での被災状況について確認を行う。

《回答》下記のとおり。

No.	設置場所	所在地	R5 年 7 月豪雨災害	R6 年能登半島地震
1	中条公園	太田ろ 64 番地	浸水なし	被災なし
2	あがた公園	加茂い 68 番地 1	浸水なし	被災なし
3	川尻地内	川尻は 211 番	浸水なし	被災なし
4	種谷地区防災センター	種ニ 6 番地 3	浸水なし	被災なし
5	笠谷地区防災センター	鳥屋尾イ 4 番地 1	浸水なし	被災なし
6	俱利伽羅源平の郷	竹橋西 201 番地	浸水なし	被災なし

(3) 防災倉庫の鍵の管理者、保管場所、管理状況について確認を行う。

《回答》下記のとおり。

No.	設置場所	備蓄品 管理 担当課	鍵の 個数	施設管理担当 団体・団体	鍵の 個数	台帳の 有無
1	中条公園	総務課	1 個	都市建設課	1 個	有
2	あがた公園	総務課	1 個	都市建設課	1 個	有
3	川尻地内	総務課	1 個	総務課	1 個	有

No.	設置場所	備蓄品 管理 担当課	鍵の 個数	施設管理担当 団体・団体	鍵の 個数	台帳 の有無
4	種谷地区防災センター	総務課	1 個	種谷地区防災センター運営 委員会	1 個	有
5	笠谷地区防災センター	総務課	1 個	笠谷地区防災センター運営 委員会	1 個	有
6	倶利伽羅源平の郷	総務課	1 個	①都市建設課（施設所管 課） ②町公共施設等管理公社 （倶利伽羅源平の郷「倶利 伽羅塾」の指定管理者） ③石川県（倉庫管理者）	各 1 個 (計 3 個)	有

監査事項 4 現地調査の結果について

ア. 実査対象施設（備蓄場所及び備蓄品の確認）

監査事務局は、備蓄品管理担当課に対して備蓄物資等の保管場所や備蓄物資等の品目・数量、管理状況等について情報収集を行い、関係職員が立ち会いのもと備蓄倉庫の実査を行った。

【防災倉庫 - No. 3】川尻地内

実施日：令和8年1月20日（火） 担当課：総務課

防災倉庫の概要について

設置場所	川尻地内	所在・地番	川尻は 211 番
建築確認済証発行日	令和 5 年 12 月 26 日	構造・その他	鉄骨造・平屋建て

防災倉庫の管理について

内容	確認の結果
防災倉庫の表示	正面入口に表示あり。
鍵の管理状況	鍵は、備蓄品の管理者及び防災倉庫の管理者である総務課で2個保管している。（台帳あり）
容積・空きスペース	倉庫内の両側に保管棚が据え付けられている。アルファ米は保管棚のほか、床にあるパレット上にも保管されている。大型カートにはブルーシートを保管しており、機動性を有している。防災備蓄品を保管するスペースは余力がある。
損傷や老朽化の状況	損傷や老朽化の様子はなかった。
照明設備	倉庫には天井に電灯が設置されている。入口に誘導灯が設置されている。
温度・湿気の管理	倉庫に換気扇が設置されており、湿気の管理に配慮されていた。
整理整頓の状況	防災備蓄品等の整理整頓は適切に行われていた。

防災備蓄品等の管理について

内容	確認の結果
防災備蓄品の確認 台帳と現品との照合	台帳数量 アルファ化米 4,500 食、 カンパン 984 食、パンカン 720 食、 段ボールベッド 46 個、エアーマット 50 個 ブルーシート 106 枚 現品との照合 台帳と現品との数量は一致した。
保管状態	種別ごとにまとめて適切に保管されていた。
内容表示	保管箱に適切に表示されていた。
使用期限切れの有無	使用期限切れの食料の保管はなかった。

現地写真



倉庫外観



倉庫内部



倉庫内換気扇



アルファ化米

○実地検査

令和8年1月30日(金)：監査委員による実地検査を行った。



スチール棚に保管の物資



パレットに保管の物資

【防災倉庫 - No. 5】 笠谷地区防災センター

実施日：令和8年1月20日（火） 担当課：総務課

防災倉庫の概要について

設置場所	笠谷地区防災センター	所在・地番	鳥屋尾イ4番地1
建築確認済証発行日	都市計画区域外のため確認申請不要（耐震性は有り）	構造・その他	木造・平屋建て 外部利用の公衆トイレが併設

防災倉庫の管理について

内容	確認の結果
防災倉庫の表示	防災倉庫の表示なし。
鍵の管理状況	鍵は、備蓄品の管理者である総務課と施設管理者である笠谷地区防災センター運営委員会で各1個保管している。（台帳あり）
容積・空きスペース	倉庫内は両側の壁に棚が据え付けられている。防災備蓄品を保管するスペースは余力がある。
損傷や老朽化の状況	損傷や老朽化の様子はなかった。
照明設備・懐中電灯	倉庫には天井に電灯が設置されている。
温度・湿気の管理	室内に通じる扉が設けられているが、換気扇は設置されていない。センターの他の部屋には、24時間給気口が設置されている。
整理整頓の状況	倉庫内の整理整頓は適切に行われていた。

防災備蓄品等の管理について

内容	確認の結果
防災備蓄品の確認 台帳と現品との照合	台帳数量 アルファ化米 500 食、 カンパン 192 食、保存水 18 本、 毛布 240 枚、 サバイバルフーズ 360 食 現品との照合 台帳と現品との数量は一致した。
保管状態	種別ごとにまとめて適切に保管されていた。
内容表示	保管箱に品名や数量等が適切に表示されていた。
使用期限切れの有無	食料の使用期限切れのものはなかった。

現地写真



センター外観



センター名称



センター倉庫入口 (左は公衆トイレ)



倉庫内部(1)



倉庫内部(2)



室内扉

【その他の備蓄場所 - No. 1】 役場水防倉庫

実施日：令和8年1月20日（火） 担当課：総務課

保管場所の概要について

設置場所	津幡町役場	所在・地番	加賀爪ニ3番地
------	-------	-------	---------

防災備蓄品等の管理について

内容	確認の結果
防災備蓄品の確認	ブルーシート、ヘルメット、スコップ、杭、災害用トイレセット
保管状態	種別ごとにまとめて保管されていた。その他の用具も一緒に保管されている。

現地写真



倉庫外観



倉庫入口



ブルーシート他



ヘルメット



災害用トイレセット



倉庫内部

【その他の備蓄場所 - No. 2】旧環境水道部倉庫

実施日：令和8年1月16日（金） 担当課：上下水道課

保管場所の概要について

設置場所	旧環境水道部棟	所在・地番	加賀爪ニ3番地
------	---------	-------	---------

防災備蓄品等の管理について

内容	確認の結果
防災備蓄品の確認	給水用ポリタンク、非常用飲料水袋
保管状態	種別ごとにまとめて保管されていた。その他の用具も一緒に保管されている。

現地写真



給水用ポリタンク



非常用飲料水袋

【その他の備蓄場所 - No. 3】 河北中央病院

実施日：令和8年1月16日（金） 担当課：河北中央病院 事務課

保管場所の概要について

設置場所	河北中央病院 レントゲン室	所在・地番	津幡口 51 番地 2
------	---------------	-------	-------------

防災備蓄品等の管理について

内容	確認の結果
防災備蓄品の確認	ヨウ化カリウム丸 28,000 丸
数量の確認	購入記録と保管数量は一致していた。
保管状態	レントゲン室内の旧暗室に、まとめて適切に保管されていた。
内容表示	保管箱に適切に表示されていた。
使用期限切れの有無	備蓄品の使用期限は令和 10 年 3 月で、期限切れはなかった。

現地写真



病院（レントゲン室）



ヨウ化カリウム丸

イ. 実査対象施設（現地の確認）

監査事務局は、備蓄物資等の保管場所について情報収集を行い、令和8年1月16日（金）から22日（木）の間に備蓄倉庫の実査（現地の確認）を行った。

【防災倉庫 - No. 1】 中条公園

実施日：令和8年1月16日（金）

防災倉庫の概要について

設置場所	中条公園	所在・地番	太田ろ64番地
建築確認済証発行日	平成14年6月4日	構造・その他	木造1階建（中2階あり） 建物に公園の公衆用トイレが併設

防災倉庫の管理について

内容	確認の結果
防災倉庫の表示	2カ所表示あり。
鍵の管理状況	鍵は、備蓄品の管理者である総務課と防災倉庫の管理者である都市建設課で各1個保管している。（台帳あり）
損傷や老朽化の状況	経年劣化はあるが、外観上では損傷や老朽化の様子は見受けられない。

防災備蓄品等の管理について

内容	確認の結果
防災備蓄品の確認	台帳数量 アルファ化米 5,850 食、 パンカン 2,832 食、保存水 402 本、毛布 160 枚、 簡易トイレ 10 セット、簡易便袋 1,800 回、 プライベートテント 5 個、防災ルーム 4 個、段ボールベッド 9 個、 紙おむつ 2,048 枚、紙パンツ 296 枚、尿取りパッド 2,052 枚、 幼児用食品 216 食、 ブルーシート 55 枚

現地写真



倉庫外観



正面入口

【防災倉庫 - No. 2】あがた公園

実施日：令和8年1月20日（火）

防災倉庫の概要について

設置場所	あがた公園	所在・地番	加茂い68番地1
建築確認済証発行日	平成28年1月6日	構造・その他	鉄骨造・平屋建て

防災倉庫の管理について

内容	確認の結果
防災倉庫の表示	正面入口に表示あり。
鍵の管理状況	鍵は、備蓄品の管理者である総務課と防災倉庫の管理者である都市建設課で各1個保管している。（台帳あり）
損傷や老朽化の状況	外観上では損傷や老朽化の様子はなかった。

防災備蓄品等の管理について

内容	確認の結果
防災備蓄品の確認	台帳数量 アルファ化米 3,550 食、 カンパン 432 食、保存水 1,422 本、毛布 2,302 枚、マスク 17,800 枚 ワンタッチパーテーション 50 個、段ボール間仕切り 400 個、 紙おむつ 3,440 枚、生理用品 10,440 枚、 幼児用食品 180 食、サバイバルフーズ 9,660 食

現地写真



倉庫外観



倉庫入口

【防災倉庫 - No. 4】種谷地区防災センター

実施日：令和8年1月16日（金）

防災倉庫の概要について

設置場所	種谷地区防災センター	所在・地番	種ニ6番地3
建築確認済証発行日	平成28年10月27日	構造・その他	鉄骨造・平屋建て

防災倉庫の管理について

内容	確認の結果
防災倉庫の表示	防災倉庫の表示なし。
鍵の管理状況	鍵は、備蓄品の管理者である総務課と施設管理者である種谷地区防災センター運営委員会で各1個保管している。（台帳あり）
損傷や老朽化の状況	外観上では損傷や老朽化の様子は見受けられない。

防災備蓄品等の管理について

内容	確認の結果
防災備蓄品の確認	台帳数量 アルファ化米 250食、 カンパン 240食、毛布 150枚

現地写真



センター外観正面

【防災倉庫 - No. 6】 倶利伽羅源平の郷

実施日：令和8年1月22日（木）

防災倉庫の概要について

設置場所	倶利伽羅源平の郷 竹橋口	所在・地番	竹橋西 201 番地
建築確認済証発行日	平成 19 年 1 月 11 日	構造・その他	鉄骨造・平屋建て（自家用発電施設が併設） 石川県の施設であり、町と管理協定を締結

防災倉庫の管理について

内容	確認の結果
防災倉庫の表示	防災倉庫の表示なし。
鍵の管理状況	鍵は、備蓄品の管理者である総務課、施設所管課である都市建設課、倶利伽羅源平の郷「倶利伽羅塾」の指定管理者である津幡町公共施設等管理公社、防災倉庫の管理者である石川県で各 1 個保管している。（台帳あり） ※津幡町公共施設等管理公社職員に、鍵の管理について確認を実施。 →保管場所は、倶利伽羅源平の郷 竹橋口管理棟内の鍵管理ボックスに格納。管理棟の施錠管理は、管理公社職員が行っている。
損傷や老朽化の状況	外観上では損傷や老朽化の様子は見受けられない。

防災備蓄品等の管理について

内容	確認の結果
防災備蓄品の確認	台帳数量 毛布 100 枚

現地写真



倉庫外観（入口）1



倉庫外観（入口）2



倉庫設置位置

第3. 監査の結果

監査の結果、災害用物資の備蓄及び管理状況は、「津幡町地域防災計画」に沿って整備・管理が進められており、概ね適正に執行されているものと認められた。ただし、一部の事項については、検討を加え、効率のかつ効果的な事務事業の執行に努められたい。

町民の安全・安心なまちづくりのためには、災害に対する備えが重要である。引き続き、地域防災計画に基づき、災害用物資の備蓄及び管理等の整備を進められたい。

令和7年度 行政監査における改善・検討事項

改善を要する事項（指摘事項） 特になし

検討を要する事項 次のおり

1. 防災倉庫の設置状況について

現在、生活物資(食料品等)を備蓄している防災倉庫は、都市公園では中条公園およびあがた公園に設置されているほか、川尻地内にも設置されている。加えて、種谷地区防災センターおよび笠谷地区防災センター内に設置された防災倉庫にも防災備蓄品を保管している。一方で、役場敷地内には生活物資(食料品等)の備蓄保管がない状況である。

仮に津幡川が氾濫し、津幡地区に水害が発生した場合、役場庁舎から各防災倉庫までの経路が浸水や道路寸断等により遮断され、各防災倉庫から必要物資の搬送ができなくなる可能性がある。その結果、災害発生時には津幡地区において生活物資の備蓄が確保できない状態となることが想定される。

役場庁舎は安全性・堅固性が高い施設であり、また福祉センターが避難場所となることから、役場内に生活物資を保管することは適していると考えられる。

以上を踏まえ、津幡川氾濫等による搬送途絶リスクに備え、初動対応力を確保する観点から、役場内における生活物資(食料品等)の備蓄を新たに設けることについて検討されたい。

2. 実地検査について

実地検査において、防災倉庫内の保管状況を確認したところ、スチール棚には整然と食料品や段ボールベッド等が保管されていた。品目ごとの区分が明確で、必要物資を迅速に取り出せるように配置が工夫されており、平時から管理が行き届いていることがうかがえた。また、作業スペースも一定程度確保されており、搬入・搬出時の安全性にも配慮された保管がなされていた。さらに、一部の食料品については、パレット上に平積みする保管方法が採用されていることも確認した。

災害時には搬送・荷役作業が人力中心となることが想定され、特に重量物資の運び出し作業にはかなりの負担がかかることが予想される。このため、限られた人員がその作業に集中することにより、他の初動対応に支障をきたすおそれもある。

そこで、現在、一部で使用されているパレット上での保管について、小型フォークリフトを配備することにより、少人数でより効率的な搬出が可能となることが期待される。

については、災害時の作業負担を軽減し、人員の有効活用を図る観点から、重量物資の搬送・荷役作業を効率化できるよう、小型フォークリフトの配備とパレット等の整備による保管方法の拡充について検討されたい。